

2024  
02  
February



# CLIENT

No.378



## 税務トピックス

- ・電子帳簿等保存制度  
～事務処理規定について～

P1

- Q&A ～皆様からのご質問にお応えします～
- ・貸倒引当金戻入益について

## 医療トピックス

- ・G-MIS の ID 取得 [医療法人対象]

P5

P2

- Q&A ～皆様からのご質問にお応えします～
- ・中古車の購入について

## 税務トピックス

- ・個人事業主のクリニックを  
閉院する時のスケジュール

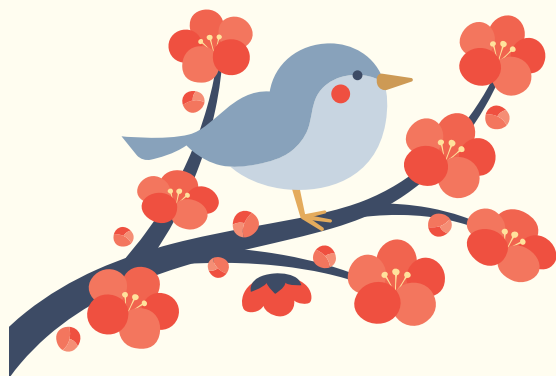
P6

P3・4

## 税務トピックス

- ・税制改正大綱が発表

P7



2024年1月号にてご紹介した電子帳簿保存制度の事務処理規定についてご案内いたします。今回、同封しております事務処理規定をご確認の上、保管をお願い致します。

## 事務処理規定とは

電子データの不当な訂正削除の防止のため、医院で決めて守って頂くルールとなります。こちらを制定・遵守して頂ければ真実性の確保が満たされることとなります。

## ■ 事務処理規定の見本(法人用)

※個人は法人用の簡略されたものとなりますので、今回は法人用の事務処理規定をご紹介します。

取扱いの責任者は、  
院長先生を記載しております。

### 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、**医療法人社団〇〇**において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、**医療法人社団〇〇**の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、**齋が関太郎**とする。

#### 第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ECサイトからの取得

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に7年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 請求書
- 二 領収書
- 三 見積書
- 四 契約書
- 五 納品書
- 六 クレジットカード明細

対象となる書類を  
記載しています。

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 **齋が関太郎**
- 二 処理責任者 **齋が関太郎**

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容( )の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

訂正・削除を禁止  
しています。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

医療法人社団〇〇  
理事長 齋が関太郎

## まとめ

前回もお伝え致しましたが、電子帳簿等保存制度では、**各データを削除しないようご注意ください。**

また、同封しております事務処理規定を一読頂き、医院へ備え付けをお願い致します。対象となる電子取引を取り扱うスタッフには、事務処理規定の内容を共有ください。

ご不明な点等ございましたら、担当者へご連絡ください。

2023年12月号にてご案内の経営情報と同様に、医療法人が決算後に都道府県へ提出する各種報告書につきましては、G-MIS（医療機関等情報システム）の利用によるペーパーレス化が推進されています。

そこで今回は、G-MISのID取得方法についてご案内いたします。



出典:厚生労働法HP

## G-MISのID取得方法

都道府県へ依頼が必要となります。下記リンク先の一覧表をご確認の上、

- A** E-mailが記載されている都道府県へは、件名を「G-MIS医療法人ID発行依頼」として、下記の●ID発行依頼リンク先Excelファイルにて**依頼票**を作成し、送付してください。
- B** URLが記載されている都道府県へは、リンク先の指示に従ってIDの発行を依頼ください。

※ IDの発行には、一か月～二か月程度の日数を要します。

### ●G-MIS医療法人ID発行のための都道府県連絡先

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001156403.pdf>

QRコード



#### <首都圏の自治体抜粋>

- ・東京都 URLが記載されてますので、上記 **B** となります
- ・埼玉県 //
- ・千葉県 E-mailが記載されてますので、上記 **A** となります
- ・神奈川県 下記自治体の他は、URLが記載されてますので、上記 **B** となります
  - ・横浜市 //
  - ・横須賀市 //
  - ・川崎市 E-mailが記載されてますので、上記 **A** となります
  - ・相模原市 //

### ●ID発行依頼・・・・・・・・依頼票 [Excel形式: 73KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001124457.xlsx>

QRコード



## 個人事業主のクリニックを閉院する時のスケジュール

後継者不在や様々な理由により、やむを得ずクリニックを閉院することがあるかと思います。今回は閉院前に検討すべき事項やタイムスケジュールと合わせて概要をご説明させていただきます。

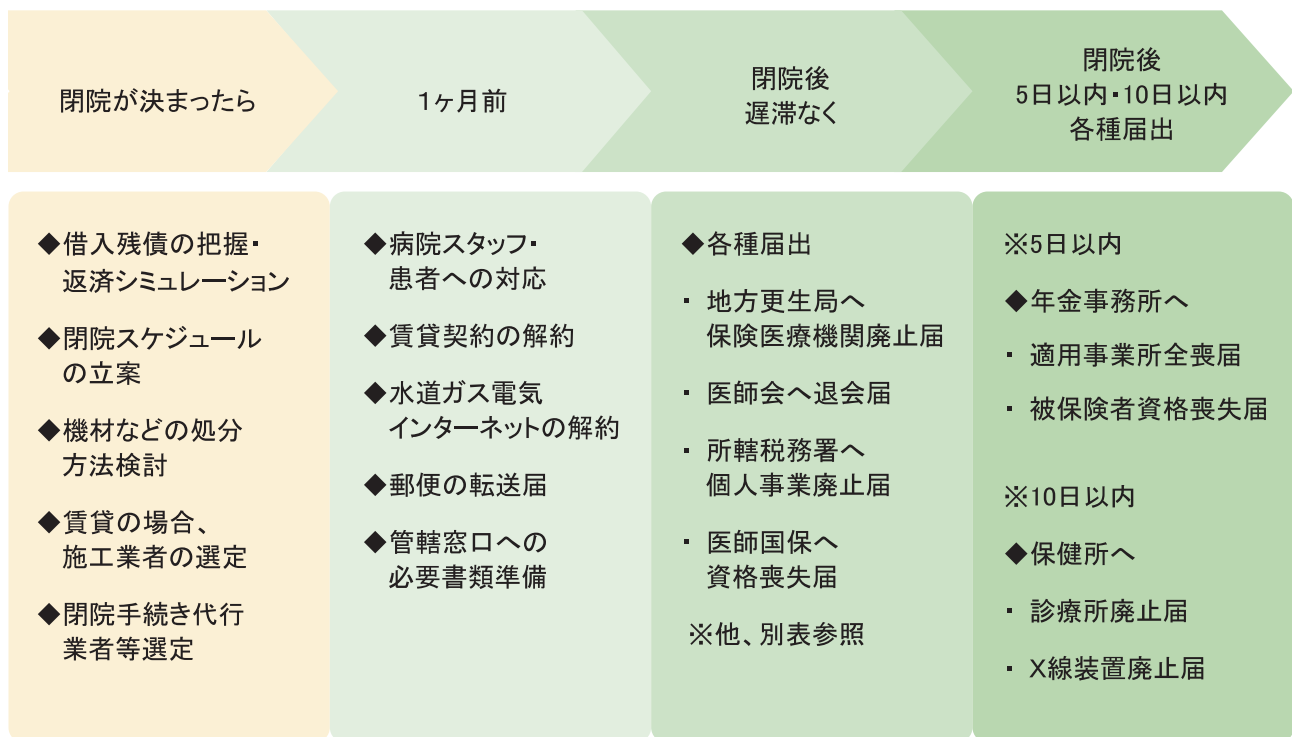
### ① クリニックを閉院するまでに始めるべき準備

借入やリース等の残金が残ってれば返済方法を検討しましょう。

個人事業主のクリニックの場合は、小規模企業共済の解約手当金等で補填できるか、あらかじめ借入残債の把握と返済方法のシミュレーションが必要です。



#### 【クリニック閉院作業に取り掛かる際のタイムスケジュール】



### ② 原状回復について

賃貸物件の場合、明け渡し(原状回復)が必要となります。スケルトン状態への解体工事をして貸主に明け渡しをしなければなりません。施工業者に関しては貸主指定の場合もあります。

解約前に貸主に確認し、業者指定でない場合は2～3社から見積りを取ることをお勧めします。機材の処分業者も合わせて選定しましょう。

### ③ スタッフと患者への対応

雇用しているスタッフには、事前に告知する必要があります。退職金規定があれば、退職金の支払い、スタッフの退職に伴う社会保険手続きを所轄のハローワークや年金事務所へ手続き頂くことも重要です。

クリニックを閉院する前に患者へ閉院の予定日を知らせ、他院へ引き継ぐ(ご紹介する)ことが必要です。

患者からの未収金があれば回収を完了してください。

#### ④ 閉院後の保存文書について

クリニックの閉院が完了しても、院長には引き続き各種記録保管の義務が課せられます。  
レントゲンフィルムの保管義務は3年。カルテの保管義務は5年。エックス線装置等の測定結果記録や、放射線障害が発生するおそれのある場所の測定結果記録についても保管義務は5年です。  
ただし、民法に基づき病院と患者とのトラブルの損害賠償請求は10年間有効です。トラブル時の対策のために、保管義務期間より長期で保管するケースもあります。  
保管場所を確保し、閉院に伴う重要書類の他カルテなどの診療記録は厳重に保管するよう心がけましょう。

#### ⑤ クリニック閉院にあたって各所への届出書類の確認

クリニック閉院後、遅滞なく届出を出さなくてはならない書類が多くあります。

あらかじめ必要な書類を確認しましょう。タイムスケジュールの届出書類以外に必要な手続きは下記のとおりです。

該当するものがあれば、遅滞なく手続き出来るように準備ください。



#### ■ 閉院時の届出書類(参考)

手続き	届け出先	期限
労災指定医療機関取消	労働基準監督署	速やかに
指定自立支援医療機関廃止届	市町村の自立支援医療機関	速やかに
特定健診・特定保健指導医療機関廃止届	社会保険診療報酬支払基金	速やかに
学校医退会届 母体保護法指定証返納届	医師会	速やかに
結核指定医療機関辞退届	所管する保健所	辞退日
生活保護法指定医療機関廃止届	地方更生局	廃止後10日以内
麻薬施用者業務廃止届	各都道府県へ	廃止後15日以内
確定保険料申告書	労働基準監督署	廃止後50日以内
給与支払報告書	所轄税務署	廃業の翌年1月
償却資産申告書	所轄税務署	廃業の翌年1月

クリニックの閉院理由が後継者不足なら売却(M&A)という方法もあります。

- ①患者様の継続治療が可能
- ②従業員の継続雇用が可能
- ③原状回復に係る経費が不要となり売却代金を得られる

と言うメリットがあります。クリニックは業種的にM&Aが難しいと言われるますが、ご興味ありましたら、まずは担当までお声がけください。

購入希望の買手が現れるか、プレマッチングを行ってみる価値が医院にあるかもしれません。

事業承継の場合は、事業承継引継ぎ補助金※の利用ができる場合があります。弊法人にて申請が可能です。

※事業承継引継ぎ補助金とは… 個人事業主が事業承継を契機として新たな取り組みを行う事業等について経費の一部(自由診療のみに限る)を補助することにより事業承継による経済活性化を目的とした補助金です。

閉院をご検討の際は、弊法人の担当までご相談ください。

**Question**

損益計算書の貸倒引当金戻入益とは、どのような収益ですか。

**Answer**

前期の貸倒引当金を取り崩すために使用する勘定科目です。  
収益科目ではありますが、保険の診療報酬や自費収入のような売上とは違う役割を持ちます。

図1 損益計算書 下部抽・法人

【営業外収益】			
受取利息			500
【営業外費用】			
支払利息			10,000
	経常利益金額		43,020,500
【特別利益】			
貸倒引当金戻入益			20,000
	税引前当期純利益金額		43,040,500
	当期純利益金額		43,040,500

図2 個人青色申告決算書 右部抽出

金額(円)	科目	金額(円)
170327	貸倒引当金	193740
848322		
71321		
6161000	計	193740
22500		
	貸倒引当金	206580

**貸倒引当金とは？**

**1. 債権**

売上を計上する場合には、主に金銭等で受け取る場合と、「債権」という売掛金で処理する場合があります。

クリニックでの債権は主に3つです。

**【債権の種類】**

①	レセプトで請求し2か月後に基金から入金される保険診療分の売掛金
②	半月又は1カ月後等に決済会社から入金されるキャッシュレス決済の未収入金分
③	すでに完了した治療の未回収分（棚卸で継続治療に記入した未回収分）等

**2. 貸倒引当金**

貸倒引当金とは **1. 債権** が、将来回収できなくなる場合に備えて、あらかじめ一定の金額を当期の費用(貸倒引当金繰入)に計上しようというものです。

**3. 貸倒引当金戻入益**

**2. 貸倒引当金** は、毎年決算で正しく評価をし直す必要があるため、前年の貸倒引当金を1度ゼロに戻して、新しく計算し直すという洗替え処理を行います。

その「ゼロに戻す」取り崩しの処理に、貸倒引当金戻入益という科目を使用いたします。



**税金の取り扱いについて**

	所得税法上	法人税法上	消費税法上
貸倒引当金繰入	※経費に含める	経費計上のため損金	不課税取引
貸倒引当金戻入益	※収益に含める	収益計上のため益金	不課税取引

※個人事業主の場合、青色申告をしている必要があります。

一般的には、毎期発生する売掛金に大差はないので、所得税、法人税での節税の意味合いは薄いと言えます。ただし、貸倒引当金を初めて設定する年は設定した引当金分納税額を繰延べる効果があります。

また、消費税法上は不課税取引のため、納税額には影響しません。

決算書の見方について分からないことがございましたら、お気軽に担当までご連絡ください。

**Question**

医療法人名義で中古車（令和元年初度登録）を約500万円の予算で購入を検討しています。節税効果としてはいかがでしょうか？  
また、借入をして購入した場合、個人と法人どちらの借入となるのでしょうか。

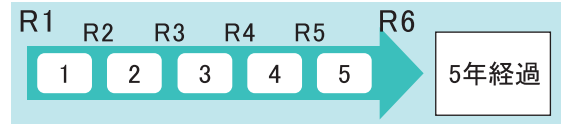


**Answer**

中古車ディーラー等からの「中古車を買ったほうが節税になる」という話は、同額の新車を購入した場合と比較して、中古車の場合は1年あたりの減価償却費（経費）を多く計上できるから、節税につながるという意味です。

普通乗用車の場合、新車の法定耐用年数は6年です。

令和元年初度登録の中古車ですと、すでに5年経過した中古車となります。



中古資産を取得した場合は、合理的に見積もった耐用年数によることとなりますが、一般的には簡便法による耐用年数により計算します。

**中古資産の耐用年数の計算(簡便法)**

$$\text{【法定耐用年数】} - (\text{【経過年数】} \times 0.8) = \text{【中古資産の耐用年数】}$$

$$6 \text{ 年} - (5 \text{ 年} \times 0.8) = 2 \text{ 年}$$

新車であれば6年間で経費計上すべき減価償却を、定額法では2年、定率法では1年で経費計上ができます。下記表のように、税金関係を短期年度で見ると経費として差があります。1年目に計上できる経費が大きくなるので年度初めに購入することをおすすめしていますが、購入時期によって損や得をするということではありません。

**比較表** (端数処理のため概算)

	新車	中古車
	購入価格500万円(令和6年7月購入)	購入価格500万円(令和6年7月購入)
	定額法(個人の先生に多い)	
減価償却費	減価償却費	
	1年目(2か月) 139,000円	1年目(2か月) 416,000円
	2年目(12か月) 835,000円	2年目(12か月) 2,500,000円
	3年目(12か月) 835,000円	3年目(12か月) 2,084,000円
	定率法(医療法人に多い)	
減価償却費	減価償却費	
	1年目(2か月) 278,000円	1年目(2か月) 833,000円
	2年目(12か月) 1,574,000円	2年目(12か月) 4,167,000円
	3年目(12か月) 1,049,500円	3年目(12か月) 償却終わり 0円

中古車の場合、2年間で減価償却が終わります。2年経過後は、買換え等しないと減価償却費が0円となります。

**法人での購入**

医療法人で車を所有する場合は、自動車ローン、車両保険、車庫証明、駐車場の賃貸契約など、すべてを医療法人名義で行う必要があります。借入をして購入する場合の借入金契約も、法人名義となります。

**医療法人が下取りする場合**

医療法人が下取りを利用する場合、法人名義の車を下取りとして出すことは問題ありませんが、個人の車を下取りに出してはいけません。個人の車は、中古車販売会社等で法人の取引とは区別して売却をしてください。

令和5年12月22日、令和6年度税制改正の大綱が閣議決定されました。  
 昨今の物価高騰、子育て支援を目的とした改正も盛り込まれており、今回は概要を一部紹介いたします。※令和5年12月22日発表の内容です。今後内容が変更される可能性があります。

■ 所得税定額減税

令和6年分の所得税及び個人住民税の減税が行われます(合計所得金額が1,805万円以下の方のみ)。

- ・ 本人：**所得税3万円、住民税1万円**
- ・ 配偶者を含む扶養親族一人につき：**所得税3万円、住民税1万円**



■ 賃上げ促進税制(中小企業、個人事業者の場合)

- ・ 厚労省による「子育てサポート企業」の認定を受けた場合は、税額控除率に5%加算されます。これにより**最大控除率が、40%から45%に拡大**しました。
- ・ 教育訓練費の上乗せ要件については、教育訓練費の増加割合が5%以上(現行10%)かつ、教育訓練費の割合が従業員への給与(雇用者給与等支給額)の0.05%以上(新設)という要件に変更されます。
- ・ 一定の条件のもと、**未使用の税額控除については5年間の繰越が可能**となります。  
 ※令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

■ 住宅ローン控除の拡充

子育て世帯等が認定住宅を取得した場合は、住宅ローン控除の借入限度額が令和6年に限り、右記の通りとなります。

住宅の区分	改正前	改正後
	借入限度額	借入限度額
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

■ 倒産防止共済の損金不算入

倒産防止共済を契約解除後に再契約した場合で、**契約解除後2年間を経過するまでに支払った掛金は、事業の経費となりません。**

令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用となります。

■ 交際費から除外される飲食費等の金額が、一人当たり10,000円に引き上げられます。

※令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

■ その他

- ・ 報道でも取り上げられた生命保険料控除の拡充、扶養控除の見直し等については、令和7年の税制改正にて議論がされる見込みです。



令和6年度税制改正大綱の概要は、こちらのQRコードよりご覧いただけます。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 378号

- 発行日：2024年2月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階  
 電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

- <国内> 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎
- 日本クレアス税理士法人
- 日本クレアス社会保険労務士法人
- 弁護士法人日本クレアス法律事務所
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
- 株式会社結い財産サポート
- 日本クレアス行政書士法人